

○ 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府令第四十号}大蔵省）

改正案	現行
第二条（略） 2・3（略） 4 長期信用銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等という。第四条第四項において同じ。）を行つた救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第二百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等という。第四条第四項において同じ。）を行つた特定救済金融機関等（同法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。同号において同じ。）に該当する場合には、当該長期信用銀行について、当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行及びその子会社等が該当する前条第一項又は第二項の表の区分に応じた命令は、当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。	第二条（略） 2・3（略） 4 長期信用銀行が預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等を行つた同条第一項に規定する救済金融機関に該当する場合には、当該長期信用銀行について、当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行及びその子会社等が該当する前条第一項又は第二項の表の区分に応じた命令は、当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

第四条 (略) 2・3 (略) 4 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、長期信用銀行持株会社について、当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等が該当する前条第一項の表の区分に応じた命令は、当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上の連結自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令とする。 一 当該長期信用銀行持株会社が適格性の認定等に係る合併等を行った<u>預金保険法第五十九条第一項に規定する救済銀行持株会社等</u>又は<u>特定適格性認定等に係る特定合併等を行った同法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済持株会社等</u>に該当する場合 二 当該長期信用銀行持株会社の子会社が適格性の認定等に係る合併等を行った<u>救済金融機関又は特定適格性認定等に係る特定合併等を行った特定救済金融機関等に該当する場合</u>	第四条 (略) 2・3 (略) 4 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、長期信用銀行持株会社について、当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等が該当する前条第一項の表の区分に応じた命令は、当該長期信用銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上の連結自己資本比率に係る同表の区分に掲げる命令とする。 一 当該長期信用銀行持株会社が<u>預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等を行った同条第一項に規定する救済銀行持株会社等</u>に該当する場合 二 当該長期信用銀行持株会社の子会社が<u>預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等を行った同条第一項に規定する救済金融機関に該当する場合</u>
---	---